

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1～2 (略)</p> <p>3 設備方式及び機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前(3)の用途と共用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものは、この限りでない。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4 接続端子等（消防の用に供するものに限る。）</p> <p>(1) 接続端子は規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 端子の端末には、電氣的、機械的保護のために無販社終端抵抗器又はキャップを設けること。ただし、前(2)カに規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものは、この限りでない。</p> <p>(以下、省略)</p>		<p>1～2 (現行に同じ。)</p> <p>3 設備方式及び機能</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) 前(3)の用途と共用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものは、この限りでない。</p> <p>(5)～(6) (現行に同じ。)</p> <p>4 接続端子等（消防の用に供するものに限る。）</p> <p>(1) 接続端子は規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア～ウ (現行に同じ。)</p> <p>エ 端子の端末には、電氣的、機械的保護のために無販社終端抵抗器又はキャップを設けること。ただし、4(2)カに規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものは、この限りでない。</p> <p>(以下、省略)</p>	